

各位

一般社団法人発明推進協会

工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕正誤表

以下のとおり本書に誤記がございました。関係各位にご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。なお、今後、新たな誤記が見つかった場合、正誤表を随時更新してまいります。

本件のお問い合わせ：一般社団法人発明推進協会 出版チーム 原澤幸伸（TEL03-3502-5433/y-harasawa@jiii.or.jp）

訂正日	該当頁	正	誤
2022.10.20	p.60 〔趣旨〕 3行	優先権の主張の補正ができる期間は、特許法条約に基づく規則（特許法条約に基づく規則一四規則(3)は、優先権の主張の補正又は追加ができる期間は、 PCT に基づく規則（26の2.1）に規定する期間より短くないものとする旨を規定している。）	優先権の主張の補正ができる期間は、特許法条約に基づく規則（特許法条約に基づく規則一四規則(3)は、優先権の主張の補正又は追加ができる期間は、 PLT に基づく規則（26の2.1）に規定する期間より短くないものとする旨を規定している。）
2022.10.20	p.196 13行	なお、本項において「最初の査定」としたのは、審判から審査へ差し戻されて再び拒絶査定がされる場合もあるので（ 一六〇 条）、このような場合を含まない趣旨を明確にするためである。	なお、本項において「最初の査定」としたのは、審判から審査へ差し戻されて再び拒絶査定がされる場合もあるので（ 一〇六 条）、このような場合を含まない趣旨を明確にするためである。
2022.10.20	p.202 2～9行	四号は、 実用新案登録 無効審判の請求に伴う実用新案登録に基づく特許出願の制限について規定する。 実用新案登録 無効審判の審理において、ある技術の実用新案権の有効性の判断が可能なところまで審理が進んだ段階で、同一の技術について新たな特許出願が行われると、審理を進めてきた請求人の負担が無に帰する可能性がある。また、審理が進んだ段階で実用新案登録に基づく特許出願が行われ、その特許権が設定された場合に、当該特許権について特許無効審判の請求がなされると、同一の技術について、審理が二重に行われることになる。したがって、 実用新案登録無効審判 の請求があった場合、最初に指定された答弁書提出可能期間経過後は、その実用新案登録に基づく特許出願を行うことができないこととしたものである。なお、「最初に指定された」とは、複数の 実用新案登録 無効審判各々の最初の指定という意味ではなく、複数の 実用新案登録 無効審判全てを通じて最初の指定であることを意味している。	四号は、 特許 無効審判の請求に伴う実用新案登録に基づく特許出願の制限について規定する。 特許 無効審判の審理において、ある技術の実用新案権の有効性の判断が可能なところまで審理が進んだ段階で、同一の技術について新たな特許出願が行われると、審理を進めてきた請求人の負担が無に帰する可能性がある。また、審理が進んだ段階で実用新案登録に基づく特許出願が行われ、その特許権が設定された場合に、当該特許権について特許無効審判の請求がなされると、同一の技術について、審理が二重に行われることになる。したがって、 実用新案登録に対する 無効審判の請求があった場合、最初に指定された答弁書提出可能期間経過後は、その実用新案登録に基づく特許出願を行うことができないこととしたものである。なお、「最初に指定された」とは、複数の 特許 無効審判各々の最初の指定という意味ではなく、複数の 特許 無効審判全てを通じて最初の指定であることを意味している。

2022.10.31	p.346 13行	こうした理由から、特許権者が自己の特許権についての 通常実施権 の許諾等をして得たと認められない場合を除き、実施相応数量を超える数量又は特定数量に応じた実施料相当額を損害の一部とすることができる旨を定めている。	こうした理由から、特許権者が自己の特許権についての 通常使用権 の許諾等をして得たと認められない場合を除き、実施相応数量を超える数量又は特定数量に応じた実施料相当額を損害の一部とすることができる旨を定めている。
2022.10.31	p.358 〔趣旨〕 1～2行	本条は、 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟 における書類の提出義務について規定したものである。文書一般の提出義務については民事訴訟法二二〇条に定めるところであるが、本条の規定は 民事訴訟法二二〇条 の要件を充足していない場合にも適用されるわけである。	本条は、 特許権侵害訴訟 における書類の提出義務について規定したものである。文書一般の提出義務については民事訴訟法二二〇条に定めるところであるが、 本条 の規定は 本条 の要件を充足していない場合にも適用されるわけである。
2022.10.31	p.443 特120条 の7 1号及び 2号	一 請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、一群の請求項ごとに 第百二十条の五第二項 の訂正の請求がされた 場合 当該 一群の請求項ごと 二 請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、前号に掲げる場合以外の 場合 当該 請求項ごと	一 請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、一群の請求項ごとに 第百二十条の五第二項 の訂正の請求がされた 場合当該 一群の請求項ごと 二 請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、前号に掲げる場合以外の 場合当該 請求項ごと
2022.11.04	p.491 19行	ちなみに、請求書の却下の決定に不服があるときは東京高等裁判所へ出訴することができ（一七八条一項）、また、これ以外の手続の却下の決定に不服があるときは行政不服審査法に基づく 審査請求 、又は行政事件訴訟法に基づく…	ちなみに、請求書の却下の決定に不服があるときは東京高等裁判所へ出訴することができ（一七八条一項）、また、これ以外の手続の却下の決定に不服があるときは行政不服審査法に基づく 出願審査の請求 、又は行政事件訴訟法に基づく…
2022.11.04	p.493 〔趣旨〕 6行	なお、一項の却下処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づく 審査請求 又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起をすることができる。	なお、一項の却下処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づく 出願審査の請求 又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起をすることができる。
2022.11.04	p.561 特167条 の2 1号及び 2号	一 請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに 第百三十四条の二第一項 の訂正の請求がされた 場合 当該 一群の請求項ごと 二 一群の請求項ごとに訂正審判の請求がされた 場合 当該 一群の請求項ごと	一 請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに 第百三十四条の二第一項 の訂正の請求がされた 場合当該 一群の請求項ごと 二 一群の請求項ごとに訂正審判の請求がされた 場合当該 一群の請求項ごと
2022.11.04	p.570 1行	…費用の額の決定に対しては行政不服審査法に基づく 審査請求 、又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起ができるわけであるが、…	…費用の額の決定に対しては行政不服審査法に基づく 出願審査の請求 、又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起ができるわけであるが、…
2022.11.04	p.590 5～6行	この却下に対して不服がある場合には、…、行政不服審査法（旧法、昭和三七法律一六〇）五条の 審査請求 を経て地裁に不服申立てがなされることとされていた。	この却下に対して不服がある場合には、…、行政不服審査法（旧法、昭和三七法律一六〇）五条の 出願審査の請求 を経て地裁に不服申立てがなされることとされていた。
2022.11.04	p.599 特182条	一 裁判により訴訟手続が完結した 場合 各審級 の裁判の正本（本号追加、平二	一 裁判により訴訟手続が完結した 場合各審級 の裁判の正本（本号追加、平二三

	1号及び 2号	三法律六三) 二 裁判によらないで訴訟手続が完結した 場合 訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類(本号追加、平二三法律六三)	法律六三) 二 裁判によらないで訴訟手続が完結した 場合訴訟 手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類(本号追加、平二三法律六三)
2022.11.04	p.602 〔趣旨〕 2行	本条は、対価の額についての訴えについて規定したものである。裁定自体に不服がある場合は本条の問題ではなく、行政不服審査法に基づく 審査請求 、又は行政不服審査法に基づく 出願審査の請求 、又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起ができる。	本条は、対価の額についての訴えについて規定したものである。裁定自体に不服がある場合は本条の問題ではなく、行政不服審査法に基づく 出願審査の請求 、又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起ができる。
2022.11.04	p.606 16行	なお、国際特許出願について適用しない規定の範囲は、平成一四年の一部改正前は、四三条のみであったが、同改正により四三条の三まで拡大され、平成二六年の一部改正において追加された 四三条の二第二項 (パリ条約の例による優先権の主張(四三条の三第三項において準用))の規定についても、国際特許出願には適用しないこととした。	なお、国際特許出願について適用しない規定の範囲は、平成一四年の一部改正前は、四三条のみであったが、同改正により四三条の三まで拡大され、平成二六年の一部改正において追加された 四三条の二 (パリ条約の例による優先権の主張(四三条の三第三項において準用))の規定についても、国際特許出願には適用しないこととした。
2022.11.15	p.437 特120条 の5 4項	4 前項の場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項(以下「一群の請求項」という。)があるときは、当該一群の請求項ごとに 当該請求 をしなければならない。	4 前項の場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項(以下「一群の請求項」という。)があるときは、当該一群の請求項ごとに 当該請求 をしなければならない。
2022.11.24	p.683 16行	平成一五年に特許異議申立制度が廃止されたことに伴い、本号においても特許異議申立てに関するものは対象外となったが、平成二六年において、特許異議申立制度が創設されたことに伴い、 特許異議の申立て、その取下げ 及び確定した決定等を公報に掲載することとした。	平成一五年に特許異議申立制度が廃止されたことに伴い、本号においても特許異議申立てに関するものは対象外となったが、平成二六年において、特許異議申立制度が創設されたことに伴い、 特許異議の申立てにおける請求、取下げ 及び確定した決定等を公報に掲載することとした。
2022.11.24	p.965 15行	なお、特許庁長官による出願却下処分については、行政不服審査法による 審査請求 又は行政事件訴訟法による取消訴訟の対象となる。	なお、特許庁長官による出願却下処分については、行政不服審査法による 出願審査の請求 又は行政事件訴訟法による取消訴訟の対象となる。
2022.11.24	p.994 5～6行	特許制度においては、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正が可能となっているため、第三者からの攻撃(特許無効審判 の請求や情報提供等)に対して無効理由に該当する瑕疵を取り除くことにより防御することができる。	特許制度においては、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正が可能となっているため、第三者からの攻撃(実用新案登録無効審判 の請求や情報提供等)に対して無効理由に該当する瑕疵を取り除くことにより防御することができる。

2022.11.24	p.1051 実 45 条 1 項	この場合において、同法第七十四条第三項中「第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文」とあるのは「実用新案法第三十八条第一項、同法第三十八条の二第一項本文」と、「第三百三十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「同法第三十九条第一項、第三項及び第四項」と、「から第百六十八条まで」とあるのは「 第百六十七条の二 、同法第四十条」と読み替えるものとする。	この場合において、同法第七十四条第三項中「第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文」とあるのは「実用新案法第三十八条第一項、同法第三十八条の二第一項本文」と、「第三百三十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「同法第三十九条第一項、第三項及び第四項」と、「から第百六十八条まで」とあるのは「 第百六十八条の二 、同法第四十条」と読み替えるものとする。
2022.11.24	p.1067 12 行	③実用新案法においては、(i)条約において各国に選択的な適用を委ねる規定についてその採否を定める規定（例えば PCT 二二条(3)と不採用を定めた四八条の四第一項、PCT 七条(2)(ii)の採用を規定した四八条の七）、 (ii) 条約と国内法との整合を図る上で必要な規定（例えば旧四八条の六及び四八条の八の二）、(iii)条約に定めのない規定（例えば旧四八条の四第三項及び四八条の一）について、	③実用新案法においては、(i)条約において各国に選択的な適用を委ねる規定についてその採否を定める規定（例えば PCT 二二条(3)と不採用を定めた四八条の四第一項、PCT 七条(2)(ii)の採用を規定した四八条の七）、 (iii) 条約と国内法との整合を図る上で必要な規定（例えば旧四八条の六及び四八条の八の二）、(iii)条約に定めのない規定（例えば旧四八条の四第三項及び四八条の一）について、
2022.11.24	p.1097 実 61 条 1 項 1 号 及び 2 号	一 第五十六条又は前条 第一項 三億円 以下の罰金刑 二 第五十七条又は 第五十八条 三千万円 以下の罰金刑	一 第五十六条又は前条 第一項三億円 以下の罰金刑 二 第五十七条又は 第五十八条三千万円 以下の罰金刑
2022.11.24	p.1250 6 行	なお、 大正一〇年法 において、輸入は二六条の罰則において規定されていたが、	なお、 大正一〇法 において、輸入は二六条の罰則において規定されていたが、
2022.11.24	p.1291 6 行	なお、平成二三年の一部改正前は、登録した 仮通常実施権 を有する者がいるときは、	なお、平成二三年の一部改正前は、登録した 仮通常実施権者 を有する者がいるときは、
2022.12.07	p.653 15 行	なお、平成一四年の一部改正において、一八四条の四第一項に翻訳文提出特例期間が設けられたことに伴い、一八四条の四第一項ただし書の外国語特許出願については、 出願人以外からの 出願審査の請求の提出時期について、翻訳文提出特例期間の経過後とした。	なお、平成一四年の一部改正において、一八四条の四第一項に翻訳文提出特例期間が設けられたことに伴い、一八四条の四第一項ただし書の外国語特許出願については、 出願人からの 出願審査の請求の提出時期について、翻訳文提出特例期間の経過後とした。
2024.06.05	p.1027 4 行	また、令和三年の一部改正前は、二～三年も経過すれば多くの考案は利用についての目安もつき、登録料を納付することができるであろうという理由に基づき、考案者又は相続人が軽減、免除又は猶予を受けることができるのは第一年から第三年までの登録料に限られていたが、令和三年の一部改正において、三一条一項が改正されたことに伴い、減免期間 についても、制度内容に変更はないものの、政令以下で運用を明らかにする体系 とした。	また、令和三年の一部改正前は、二～三年も経過すれば多くの考案は利用についての目安もつき、登録料を納付することができるであろうという理由に基づき、考案者又は相続人が軽減、免除又は猶予を受けることができるのは第一年から第三年までの登録料に限られていたが、令和三年の一部改正において、三一条一項が改正されたことに伴い、減免期間を 政令に委任すること とした。